

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

地域連携DMOあきた白神ツーリズムを核とした観光地域づくり推進事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

能代市並びに秋田県山本郡藤里町、三種町及び八峰町

3 地域再生計画の区域

能代市並びに秋田県山本郡藤里町、三種町及び八峰町の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

本地域は、少子高齢化による自然減はもとより、若者を中心とした社会減が進行しており、生産年齢人口の減少に伴う地域経済の縮小が懸念されている。若者の社会減は、地域に魅力ある就職先が乏しいことが主な要因であり、人口減少に歯止めがかからない状況の中で地域経済を維持し、持続可能な地域づくりを進めていくためには、輸送、宿泊、飲食、レジャー等で構成される総合サービス産業である観光業の振興に向けた取組を強化し、交流人口の拡大による地域経済活性化と若者の雇用の場の確保が求められている。

しかし本地域は、県内でも観光業が未発達の地域であり、インバウンド誘客についても他地域に大きく水をあけられている。そのため、地域が「観光で稼げる仕組み」の構築に向け、推進母体としてDMOを立ち上げ、官民が一体となって観光の産業化を進めることとした。

DMO設立にあたり、地域住民代表と有識者による検討会を立ち上げ、観光振興による地域づくりのあり方について議論を重ね、世界レベルの観光資源である「白神山地」や国内屈指のリゾートライン「五能線」を抱えているにもかかわらず、他地域に比べ国内外に対する情報発信が圧倒的に不足していること（情報発信の課題）、通過型観光地のイメージが強く住民の観光に対する意識の乏しいこと（受入態勢整備の課題）の2点を主要な地域課題として結論付けたところである。

このため、DMOが中心となり、これら2点の主要課題の克服に向けた取組を実施しながら、観光を地域の主要産業として根付かせることで、持続可能な地域社会の推進に向けた新たな流れを創出する。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

全国的に人口減少が進んでいく中で、本地域においても人口減少は避けられない状況にあるが、地域連携DMOである「あきた白神ツーリズム」が中心となり、行政や地域の多様な関係団体が連携し、世界自然遺産である「白神山地」を核とした地域内に点在する自然資源をはじめ、同地を水源とする清らかな水で醸される日本酒、地域の特産品であるねぎ、あわび、じゅんさい等を「白神の恵み」という基本コンセプトに統合し、これを活かした新たな観光商品を造成して国内外の消費者に訴求することで観光の産業化を進め、地域が「観光で稼げる仕組み」を構築する。

「観光で稼げる地域」への転換により、インバウンドを軸とした交流人口と域内消費額が拡大され、地域経済の活性化が図られる。それにより、雇用の増加や新規起業が促進され、移住定住支援施策との相乗効果により、若者の域外への流出を抑制しながら移住を促進して人口減少に歯止めをかけ、持続可能な地域の実現を目指す。

【数値目標】

K P I	事業開始前 (現時点)	2019年度増加分 1年目	2020年度増加分 2年目
自然・文化を題材としたDMOが造成・支援するツアー・プログラムの延べ参加者数 (人)	0	550	3,000
延べ宿泊者数（訪日外国人宿泊者数含む） (人)	182,925	1,075	2,000
訪日外国人宿泊者数（人）	700	500	1,400

2021年度増加分 3年目	2022年度増加分 4年目	2023年度増加分 5年目	KPI増加分 の累計
5,100	3,000	3,000	14,650
3,000	3,000	3,000	12,075
2,600	2,800	2,800	10,100

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進交付金（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

地域連携DMOあきた白神ツーリズムを核とした観光地域づくり推進事業

③ 事業の内容

本事業では、北東北地域においてインバウンド旅客数のトップを占める台湾を当座のメインターゲットとした施策を展開する。台湾とは、県と市町村とが連携したトップセールス等を実施して友好を深めており、県内での延べ宿泊者数が年々増加している。2019年度からは、秋田空港へ定期チャーター便、また青森空港へ定期便が運行される予定であり、旅客数の更なる増加が見込まれている。本地域には秋田空港から1時間程度で訪れることが可能であるほか、五能線等で青森県とも接続しており、秋田青森両県のインバウンド誘客施策との相乗効果を図ることができる。

また、その後は、世界自然遺産を有し、ネイチャーツーリズムの先進地でもあるオーストラリアも加えていくほか、事業の検証を踏まえつつ、新たな国への誘客を展開していく。

事業の実施に当たっては、前述の検討会で関わりの深い、旅行部門を有する大手IT事業者や専門人材による総合的なアドバイスを踏まえつつ、地域課題を克服し、「観光で稼げる地域づくり」を着実に実現していく。

具体的な事業は次の通りであるが、これら事業を効果的・効率的に推進するため、推進母体としてのDMO事務局は、地域の観光事情に詳しく行政・民間のパイプ役になる者はもとより、地域の観光協会等の関係団体の取りまとめ役、通訳業務も可能な日本人スタッフ、英語ネイティブの外国人スタッフ等の専門人材で構成する。

【戦略の策定・マーケティング業務】

情報発信については、各種観光統計やRE S A S等の客観データによる国ごとの観光客の嗜好や行動パターンの分析のほか、国内の主要観光地でインバウンド誘客に取り組む外国人や海外の訪日旅行のホールセラー等、実需者の知見を取り入れ、定量的・定性的観点の双方から各種地域資源の最も効率的・効果的な手法に基づいた戦略を構築する。

また、受入態勢整備においては、インセンティブツアーを含む来訪者の生の声を取り入れ、不断に質の向上と改善を進める。

これらの取組について短期・中期的な目標設定を行い、行政と民間が共通のコンセンサスの元で役割分担を図りながら観光地域づくりを進めるための基本戦略を策定する。策定した基本戦略は、毎年度効果検証を行いながら見直しを進めるとともに、検証結果を踏まえた戦略的なマーケティングを展開する。

【広域情報発信プラットフォーム構築】

一般的な購買心理モデルの導入部（「関心」「興味」）における情報発信で、本地域は他のエリアに大きく出遅れている。

そのため「受け」の情報発信として、国内外の旅行事業者や個人が「あきた白神」の情報をワンストップで入手可能な環境を整備するため、本地域の観光情報を多言語ポータル（動画コンテンツを含む）に集約する。

「攻め」の情報発信としては、公立大学法人国際教養大学（世界約30カ国

からの留学生等) と連携し、メインターゲット以外の国・地域を含め、日本の自然環境に関心を持つ外国メディアやインフルエンサーに対する取材の提案、海外の旅行会社への情報発信やコンタクトをネイティブの視点でサポートする多言語情報プラットフォームを構築する。

【旅行商品造成・販売支援】

海外の旅行社向けのインセンティブツアーの実施や、フィードバックデータに基づく、顧客満足度の高い商品造成に向けた支援を行う。とりわけ人気の高かったアクティビティについては、専門サイトを通じたパーツ販売を展開する。

また、広域情報発信プラットフォームによる情報発信や、海外の旅行会社への営業活動に用いる多言語による営業素材や商談に必要なファクトシートを作成し、販売支援の強化を図る。

【受入態勢整備】

住民意識の醸成についてはDMOの重点業務のひとつであり、DMOスタッフと行政、観光関連事業者等との意思疎通・情報交換の場を積極的に設けることとし、併せて、受入態勢やサービス品質の向上を図るための外部講師による研修会も定期的を開催する。

また、地域住民だけが知る資源に係るフォトコンテストの開催等、住民一人ひとりが地域資源の掘り起こしの主役となれるような取組を実施することで、地域主体の観光地域づくりに向けた機運の醸成を図る。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

国内では、幅広い世代や性別を問わず来訪者が多い「山」であるが、世界自然遺産「白神山地」を核として地域に点在する観光・文化・産業資源を結びつけ、「体験型観光」の切り口からインバウンド向けのパッケージとして提案する試みは、国内でもあまり例がない。今後の有望なインバウンド市場である「山」は、そのストーリー性や四季の彩り、関連産業の観

点から見ても観光資源としての裾野が広く、一過性に終わらない恒常的な観光地域づくりの中心として追求できる資源である。

DMOの運営に関しては、当面、自治体からの負担金と当該交付金を自主財源としてスタートする。負担金については、初年度は宣伝ツール製作のウエイトが大きいが、2年目以降はPDCAによる評価を踏まえつつ、効果の高い誘客事業やインナープロモーションへシフトさせていく。

また、交付金終了後も継続的に事業を行っていけるよう、地域内の観光関連事業者からのマーケティングやコンサルタント業務の受託、商品造成・販売支援に係る手数料収入や、自治体が有する観光施設の指定管理事業の受託に取り組む。

その他、広域情報発信プラットフォームや旅行商品造成・販売支援等を通じた地域への誘客、それによる所得・雇用の拡大については、事業開始当初より効果が見込めるものと考えている。

【官民協働】

広域観光に関する事業については、これまでも区域内市町や県が一体となって取組を推進してきた経緯がある。

DMOは地域における観光戦略を策定し、観光に係る広範なマーケティングを行うが、観光に関わる官民の多様な団体との合意形成が前提となることから、各団体の代表で構成される「あきた白神観光連絡調整協議会」においてDMOと観光ビジョンを共有する。また、事業実施に当たっては、地域の観光関連事業者はもとより、県内大学等との役割分担や相互補完を図りながら全県的な官民協働体制を構築していく。

特に国際教養大学との連携については、国際系大学の特色をフル活用した多言語化支援の事業であり、全国的にも例のない本事業独自の先導的な取組である。

【地域間連携】

本地域の近隣には、米代川に沿って大館市を中心とする秋田犬ツーリズムや、鹿角市の鹿角観光物産公社、また日本海側には男鹿市観光協会がD

MOとして設立されている。

特に現在、これらの地域には、本県の観光におけるキラーコンテンツとなっている秋田犬はもとより、先般、ユネスコ無形文化遺産に登録された「男鹿のなまはげ」や、今後の世界文化遺産に候補登録が有力な「北海道・北東北の縄文遺跡群」を構成する大湯・伊勢堂岱の環状列石が存在しており、周辺地域も含め数多くの世界遺産を有し、インバウンド誘客において有利な条件が整っている。これらの地域と連携することにより、多層的・重層的なストーリーによる体験型旅行商品の造成や情報発信を図り、本県の県北地域の世界的な認知度向上や新たな周遊観光コースの確立につなげる。

また、県内外のDMOや観光関係団体とも連携し、旅行商品プログラムや二次アクセスの充実・強化を進めることで本県全体の総合力を高め、東北全体の観光周遊の促進にも寄与する。

【政策間連携】

DMOを中心に地域全体の観光情報を総括するワンストップ窓口の整備を図るとともに、地場産業による「白神の恵み」を切り口とした新たな観光商品造成を支援することで、インバウンドを含めた交流人口の拡大と地域活性化を図る。

また、区域内市町は、DMOの専門機能の増強に資する施策面での関与と支援措置を継続するものとする。例えば能代市には「木都の歴史」、「バスケットの街」、「ロケット開発拠点」といった全国でも稀な多様性があるが、実需者のニーズによっては、産業振興やスポーツ・科学技術振興施策等とも弾力的に連携できるよう、行政内の「観光地域づくり」のコンセンサスを図る。

観光産業の振興が、地域産業の活性化につながり、新たな雇用の場を創出し、ひいては若者の域外への流出を抑制しながら外部からの定住と産業振興につながるような好循環を生み出すため、各市町がそれぞれの強みを活かした政策を進めていく。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（K P I））
4－2の【数値目標】に同じ。

- ⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、3月末時点のK P Iの達成状況を、あきた白神ツーリズムが取りまとめ、あきた白神観光連絡調整協議会において検証する。

【外部組織の参画者】

あきた白神観光連絡調整協議会

<産業>能代商工会議所、二ツ井町商工会、藤里町商工会、
三種町商工会、白神八峰商工会、能代市商店会連合

<観光>N P O法人能代観光協会、N P O法人二ツ井町観光協会、
N P O法人三種町観光協会、N P O法人八峰町観光協会、
能代物産振興会、秋田県旅館ホテル組合能代支部、
湯の沢温泉郷協議会、三種町森岳温泉活性化協議会、
あきた白神温泉ホテル

<交通>秋田県ハイヤー協会能代山本支部、第一観光バス株式会社、
秋北バス株式会社能代営業所、能代観光株式会社、
東日本旅客鉄道株式会社

<報道>株式会社北羽新報社

<地域>秋田白神ガイド協会、八峰町白神ガイドの会

<金融>秋田銀行、北都銀行

<行政>能代市、藤里町、三種町、八峰町、秋田県山本地域振興局

【検証結果の公表の方法】

検証後、速やかに1市3町ホームページにおいて公表する。

- ⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】

総事業費 190,050千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

該当なし

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から2024年3月31日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥に掲げる【検証結果の公表の方法】に同じ。